

番号制度に係る地方税務システム検討会（第5回）議事概要

日 時：平成24年3月21日（水） 15:00～17:00

場 所：総務省 共用会議室3

出席委員：青山委員、秋月委員、江尻委員、荻澤委員、熊谷委員、小島委員、杉本委員、高木委員、浜田委員、原田委員、保科委員、目黒委員（代理：立仙市民税担当課長）、望月委員、山田達也委員、山田俊哉委員

議 題：

- マイナンバー法案等について
- 「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究」報告書（案）について

議事概要：

- ・改修スケジュールについて、地方団体では24年度第3クォーターの前半で予算の要求ができないといけない。そうすると、24年度第2クォーターで中身、改修規模、必要性を裏付ける便益又は義務づけ等が見えている必要がある。財政的裏付けが無いまま25年度第1クォーターからいきなり改修に入ることができるのか不明である。
- ・改修スケジュールについて、平成24年度の前半、少なくとも秋までにはある程度のシステムの詳細を固めないと地方団体の予算要求は難しい。
- ・スケジュールについて、24年度に予算要求できる形が一番望ましい。費用対効果を含めて示されると良い。24年度の予算要求を逃すと全国の自治体で26年度に一斉に改修を行うこととなるのでベンダ側の事務に大きな影響が出るのではないか。
- ・最低限対応しなければならないシステム改修は情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報の提供の部分となる。
- ・法人番号について情報がまだ少ない。情報提供ネットワークシステムの仕様も含め詳細な情報提供が早期に望まれる。
- ・市町村だと固定資産税や軽自動車税、滞納者の管理等は個人も法人も両方対象となるが、マイナンバー、法人番号の番号体系がまだ明確になっていない。それによりシステムの対応が変わる。例えばデータベースを設計するとき、一つの項目の中にマイナンバーと法人番号を両方入れるようにするには、個人と法人の番号が桁数を揃えた上で重複しないようにする必要がある。また、業務面を考えると番号を見ただけで個人か法人かわかる方が望ましい。そうすれば真正性の確認のため住基ネットを見るのか、国税庁のHP等を見るの

か判別が容易になる。

- ・現在、地方団体で法人を管理している番号は、税務署で管理している番号と同じものを使っている。国税においてすべて新しい法人番号に置き換わることとなると既存システムへの影響は大きくなる。